樣

浦安市長

浦安市まちづくリアドバイザー派遣依頼書

年 月 日付けで申請のあったまちづくりアドバイザー派遣については、次のとおり派遣を依頼します。

| | | | 一に何 | | | |
|---|---|----------|-----|---|-----|---------------|
| 派 | 遣 | の | 対 | 象 | | |
| 派 | 遣 | | 日 | 時 | | |
| 派 | 遣 | | 場 | 所 | | |
| 派 | 遣 | 0 | 条 | 件 | 別紙、 | 派遣の条件を遵守願います。 |
| 備 | | | | 考 | | |

(別紙)

派遣の条件

1.下記の2点は、アドバイザーの責務として、浦安市まちづくりアドバイザー派遣事業要綱に規定されています。必ず守ってください。守らない場合は、登録を中止することがあります。

ア 本事業の業務実施によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その 職を退いた後も、同様とする。

イ 本事業の業務を行うに際し、自己若しくは所属する法人若しくは団体等の宣伝、販売、布教、勧誘等の活動を行ってはならない。

- 2.派遣による業務終了後14日以内に、その結果を浦安市まちづくりアドバイザー業務報告書(浦安市まちづくりアドバイザー派遣事業要綱第8号様式)にまとめ、都市計画課へ提出してください。
- 3. アドバイザーに対する謝金(交通費・当日の資料原稿の作成費相当額分を含む。)は、1回につき3万円です。また、派遣先からの依頼により、資料原稿の作成その他の作業を要するときは、5万円です。
- 4.派遣途中における事故等については、市は一切の責任を負いません。
- 5. その他、浦安市まちづくリアドバイザー派遣事業要綱を遵守願います。